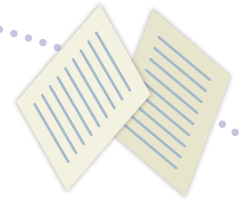




暮らしの判例



消費者問題にかかわる判例を
分かりやすく解説します

国民生活センター相談情報部

飼い犬用伸縮リードに欠陥があったとして 製造物責任法3条の責任を認めた事例

本件は、犬の飼い主が、散歩用の伸縮リードを使用して飼い犬を散歩させていた際、飼い犬が突然走りだしたので、リードのブレーキボタンを押して飼い犬を止めようとしたが、ブレーキが利かなかったことから止められず、飼い犬が両後ろ足にけがを負ったとして、伸縮リードの輸入販売会社に対し、製造物責任法3条に基づく損害賠償を請求した事案である。

裁判所は、本件伸縮リードのブレーキ装置は本来備えるべき機能を有しておらず、製造物責任法3条における欠陥があったとして、原審（判決）を取り消し、損害賠償請求の一部を認めた。

（名古屋高裁平成23年10月13日判決、
『消費者法ニュース』90号224ページ、
『判例タイムズ』1364号248ページなど）

原告・控訴人：X（消費者・犬の飼い主）
被告・被控訴人：Y（犬の散歩用伸縮リードの輸入販売業者）
関係者：A（伸縮リードの製造会社）



事案の概要

(1) Xは、2008年7月、近所のホームセンターにおいて、犬を散歩させる際、犬の動きに合わせてリードを引き出したり巻き取ったりすることのできる引きひも（以下「伸縮リード」という）を約5,000円で購入し、これを使用して飼い犬を散歩させるようになった。

(2) Xは、同月15日の朝、本件伸縮リードを使用して飼い犬（本件事当、体重24kg、体長約70cm、体高約50cm）を散歩に連れて行き、川沿い

の土手を歩き、車道を横断しようとしたところ、飼い犬が突然車道の反対側にいたラブラドル犬めがけて走りだした。Xは、飼い犬が走りだしたため、伸びていく本件伸縮リードの伸びを止めようと、リードのブレーキボタンを押し続けたが、カタカタという音がするだけで、ブレーキはかからず、リードは伸びきった状態になった。Xは、同ラブラドル犬の体格が大きく、同犬に飼い犬が近付くと、かまれるかもしれないと、飼い犬が足元の側溝を飛び越えないよう、足を踏ん張って、左手に持っていた本件伸縮





リードがこれ以上引っ張られないようにした。そのため、飼い犬は、首輪に引っ張られて上体が持ち上がり、左右の後ろ足で突っ立った状態になり、体がよじれるように反り返って仰向けに転倒し、右後ろ足の前十字靭帯断裂と左後ろ足も靭帯が切れるおそれがある傷害を負った。飼い犬はその後、動物病院で2回にわたって手術等の治療を受けた。

(3)Yは、平成13年6月から、ドイツにあるA社の日本総販売元として伸縮リードの輸入販売をしていた。

(4)Xは、ア) 本件伸縮リードにはリードの伸び方を妨げるような対策がなされていないという設計上の欠陥がある、イ) リールが高速回転するとブレーキが機能しないという製造上の欠陥がある、ウ) 緩やかに減速して停止できるような機能がなく、ブレーキ作用にも設計上の欠陥がある、エ) 取扱説明書には事故発生の可能性や事故防止のための注意・警告がなく指示・警告上の欠陥があるなどの点を主張して、製造物責任法3条に基づき、Yを被告として、飼い犬の治療費、本件製品の代金相当額および慰謝料等、合計123万余円の損害賠償請求の訴えを岐阜地裁に提起した。

(5)原審は、本件伸縮リードには、リードの伸び方、ブレーキボタンの機能、指示・警告のいずれにおいても欠陥はなかったとして、Xの請求を棄却した。

そこで、Xが控訴したのが本件である。



理由

(1)本件では、Xが本件伸縮リードのブレーキボタンを押し続けたが、カタカタという音ができるだけで、ブレーキはかからず、そのままリードが伸びきった状態になっていることなどから、本件伸縮リードのリール(回転盤)が高速で回転した場合、リールがぶれて、ブレーキボタンを

押し、ブレーキボタンの内部の先端がリールの側面を滑るだけで、それ以上押し込むことができず、その結果、リールの歯とかみ合わなくなったものと推認することができる。

(2)本件伸縮リードのような製品は、散歩中などに飼い犬の行動を制御し、誘導するとともに、飼い犬が人や他の動物などに危害を加えることを防止するため、素早くブレーキをかけ、リードが伸びるのを阻止し、これにより飼い犬を制止させようとするものである。そのため、飼い犬が突然走りだしたような場合、ブレーキボタンを押すことにより、リードの伸びを素早くかつ確実に阻止し、走りだした飼い犬を制止できるようなものでなければならない。

しかるに、本件伸縮リードは、前記のとおり、ブレーキボタンを押しても、ブレーキボタンの内部の先端とリールの歯とがかみあわず、ブレーキがかからなかったものであるから、ブレーキボタンがブレーキ装置として本来備えるべき機能を有せず、安全性に欠けるところがあったといわざるを得ない。

(3)したがって、本件伸縮リードには、製造物責任法3条にいう「欠陥」があり、Yは、同法3条による損害賠償責任を負う。

(4)なお、Yはブレーキボタンを押すには大きな力を要しないし、内部のリールは高速回転によってぶれることはないと主張し、飼い犬が時速10～15kmで走行した場合を前提とする実験調査を示しているが、本件において、飼い犬は時速30km前後の速度で走行していたもので、前提を異にする。また、同実験調査の目的は、リードを引っ張ったときに犬が負傷するかどうかに関するものであるから、同実験調査からブレーキボタンに欠陥のないことが導かれるものではない。また、YはXが本件伸縮リードを使い慣れていなかったことを主張するが、その操作は簡単であり理由とはならない。

(本判決は、以上のように判断して、Yに対



し約80万円の支払いを命じた。)

解説

本件は、飼い犬用の伸縮リードのブレーキ機能について、その欠陥が争われた事件である。

原審は、リードの伸び方については本件事故とは関連性がないとした。ブレーキボタン機能の欠陥については、ブレーキボタンの内部の先端がリールの歯の真上に乗ることが頻繁に起こるとは考えにくいし、仮に乗った場合でもブレーキボタンを押し直せばブレーキが作用するなどとしてこれを否定、またブレーキ作用の欠陥については、緩やかに減速、停止するブレーキ機能を備えることは技術的に困難で、飼い主が適切にコントロールすれば回避できるとしてこれも否定した。さらに、指示・警告上の欠陥についても、犬が突然走り出した場合の危険性は容易に理解でき、リードが伸びきった際の衝撃についてもその前にブレーキをかけることが可能であるなどとしてこれを否定し、Xの請求を棄却した。

本判決では、本件製品は、飼い犬が突然人や動物などに向かい危害を加えることを防止するため、素早くブレーキをかけてリードが伸びることを阻止して、飼い犬を制止させるものであるとし、その製品特性を重視した。そのうえで本件伸縮リードは、このような製品として本来備えるべき機能を有していなかったとして、その欠陥を認定したものである。

欠陥を認定した最近の判例としては、携帯電話の発熱によって熱傷を負ったとした仙台高裁平成22年4月22日判決*（参考判例①）や、自動車のエアバッグの誤作動に関して判断した東京地裁平成21年9月30日判決（参考判例②）などがある。

製造物の欠陥の立証については、製造物責任法の立法の際、大いに議論されたところである

が、裁判例においては、通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、異常な拡大損害が発生した場合には欠陥の存在を事実上推定するものが多い。その際、製造物責任法2条2項の製品特性が考慮されている。

本判決は、このような欠陥を認定した裁判例の流れに沿う判断をしたものである。

* ウェブ版『国民生活』2012年11月号 暮らしの判例参照。
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201211_11.pdf

参考判例

製造物責任を認めた判例として、

- ① 仙台高裁平成22年4月22日判決（『判例時報』2086号42ページ）
- ② 東京地裁平成21年9月30日判決（『判例タイムズ』1338号126ページ）
- ③ 東京高裁平成13年4月12日判決（プラスチック製食品容器裁断機につき、通常有すべき安全性を欠いていたとして、裁断機の製造業者に製造物責任を認めた事例『判例時報』1773号45ページ）
- ④ 福岡高裁平成17年1月14日判決（建物に害虫が大量発生したことにつき、建材の販売業者に製造物責任を認めた事例『判例タイムズ』1197号289ページ）

